

ねんきんコーナー

平成24年10月1日より3年間
過去10年分までさかのぼって
保険料の納付ができます

平成23年8月10日に公布された年金確保支援法では、国民年金に
関して、時効によって納付できな
くなった一定期間の保険料を本人
の希望により納付することを可能
とする取り扱いが定められ、平成
24年10月1日から3年間に限って
実施されることが決まりました。

●保険料の後納の特例措置

(後納制度)

国民年金の毎月の保険料は、翌
月末日までに納付しなければなり
ません。また、保険料を滞納した
場合には、2年前までさかのぼっ
て納付することができます。しか
し、2年を経過すると時効により
納付できないことになっています。
今回の保険料の後納の特例措置
は、保険料を納め忘れた被保険者
を対象にしたもので、10月1日か
ら3年以内の期間に限り、保険料
の後払い(後納)ができるように

するものです。

この特例措置により、保険料の
納め忘れがある人は、厚生労働大
臣の承認を受けて、10月1日から
3年間に限って、過去2年分だけ
でなく過去10年分までさかのぼっ
て保険料を納めることができます。

この保険料の後納ができるのは、
時効によって納付することができ
ない期間分(2年以上前の期間分)
の保険料に限られます。そして、
保険料の後納の承認を受けるとき
に、時効になっていない2年以内
の期間について保険料の滞納があ
る場合には、その保険料を先に納
付しなければなりません。

また、この保険料の後納を行う
場合には、当時の保険料の額に一
定の加算が行われた保険料(後納
保険料)を納付することになりま
す。

後納保険料の納付は、先に経過
した月分の保険料から順次行いま
す。そして、後納保険料が納付さ
れると、納付が行われた日に、そ
の該当月分の国民年金の保険料が
納付されたものとみなされます。

この保険料の後納によって、第
三号被保険者期間の不整合記録に

より2年以上前の保険料未納期間
がある人についても、その期間を
保険料納付済期間とすることが可
能となります。

また、年金の受給資格要件を満
たすために、不足していた期間を
納めることができれば、年金受給
が可能となります。

すでに受給資格を満たしている
人についても、将来受け取る年金
額が後納保険料を納めることで増
額されます。なお、すでに老齢基
礎年金を受給している人について
は、対象となりません。

対象者には、日本年金機構から
事前に8月(予定)より随時お知
らせの送付があります。

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800(直通)

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701(直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

🦷 8020達成者募集！ 80歳で20本以上の歯を保ち
おいしく食べて健康づくり



県では、高知県歯科医師会の協力のもと、8020運動事業の一環として、80歳以上
で噛むことのできる自分の歯が多く残っている方を審査し、表彰する「高知県いい歯
の表彰 熟年者の部」を実施しています。

参加を希望される方は、お近くの歯科診療所に連絡のうえ、口腔診査(無料)をお受けください。

【対象】平成24年11月8日(いい歯の日)に80歳以上になる県民で、噛むことのできる自分の
歯(健全歯、処置歯、未処置歯は問わない)が20本以上ある方

【無料口腔診査期間】8月17日(金)~9月21日(金)

【お問い合わせ】幡多福祉保健所 健康障害課 ☎35-5979

